

## 令和8年度実施市民活動推進補助事業の募集に向けての見直し

### 1 市民活動推進補助事業とは

茅ヶ崎市では、市民活動を推進するための環境を整備し、市民活動の活性化を図るため、平成17年4月1日に「茅ヶ崎市市民活動推進条例」を施行しました。

市民活動推進補助事業は、この条例に基づき、市民活動団体等が行う地域社会の課題を解決するための公益的な事業を資金（補助金）、相談・情報提供等による支援を通じて、団体の活動を支援する制度です。

### 2 見直しの方向性

これまでの見直しとげんき基金の今後の寄附金の予測を立て、検討いたしました。

No.	現状	課題	見直しの内容
1	補助金について現在のスタート、ステップアップ両支援の補助率が実質100%近くになっている。	→ 団体の自立に繋がっていない可能性がある。	→ 自己負担率を高めることを意識した計算とする。 ※計算例は資料5-1参照
2	げんき基金残高が減少してきている。	→ 制度継続ができなくなる恐れがある。	→ 基金残高及び近年の寄附の状況、補助金支出状況を勘案して、予算総額を200万円とする。 ※参考資料2参照
3	活動への意欲等が審査側に伝わりづらい。	→ 意欲の考慮について明文化がされていない。	→ プレゼンでの質疑応答の対応も審査対象となることを明確にする。
4	共催についての記載はない。	→ 市との共催の場合、補助金を返還してもらわなければいけない可能性もある。	→ 市との共催事業は補助対象外になる可能性であることを記載する。
5	連続した補助金申請をする場合に、申請期間が短い。	→ 中間報告シートの活用がうまく出来ていない。	→ 全団体に対して、中間報告シートに、採択から現在までの振り返りを記入してもらう。